

蕨市避難行動要支援者支援制度について

市では、障害者や要介護認定者などが、災害時に迅速かつ円滑に避難できるように支援する体制づくりを、地域の皆さまと協働で進めていきます。

○避難行動要支援者とは・・・

災害が発生した場合などに自ら避難することが困難で、家族等の支援も十分に得られない状況にある在宅の方のうち、次のいずれかの条件に該当する方が対象となります。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、下肢・体幹・移動機能障害のある者
- ②療育手帳（A・A）の交付を受けている者
- ③要介護度3以上の者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- ⑤その他、上記の条件に準ずる者で、特に登録が必要な者

○支援を受けるには・・・

- ① 「蕨市避難行動要支援者名簿」登録申請書兼個別計画書にて登録申請していただきます。
- ② 登録申請する際には、町会（自主防災会）、蕨市消防本部、蕨警察署、民生委員・児童委員、蕨市社会福祉協議会（避難支援等関係者）への個人情報の提供に同意していただきます。
- ③ ①の登録申請書兼個別計画書は、福祉総務課、介護保険室、保健センター、安全安心推進課の窓口に備えてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

○どのような支援がされるのか・・・

災害時には、避難支援者が次のような支援に取り組みます。

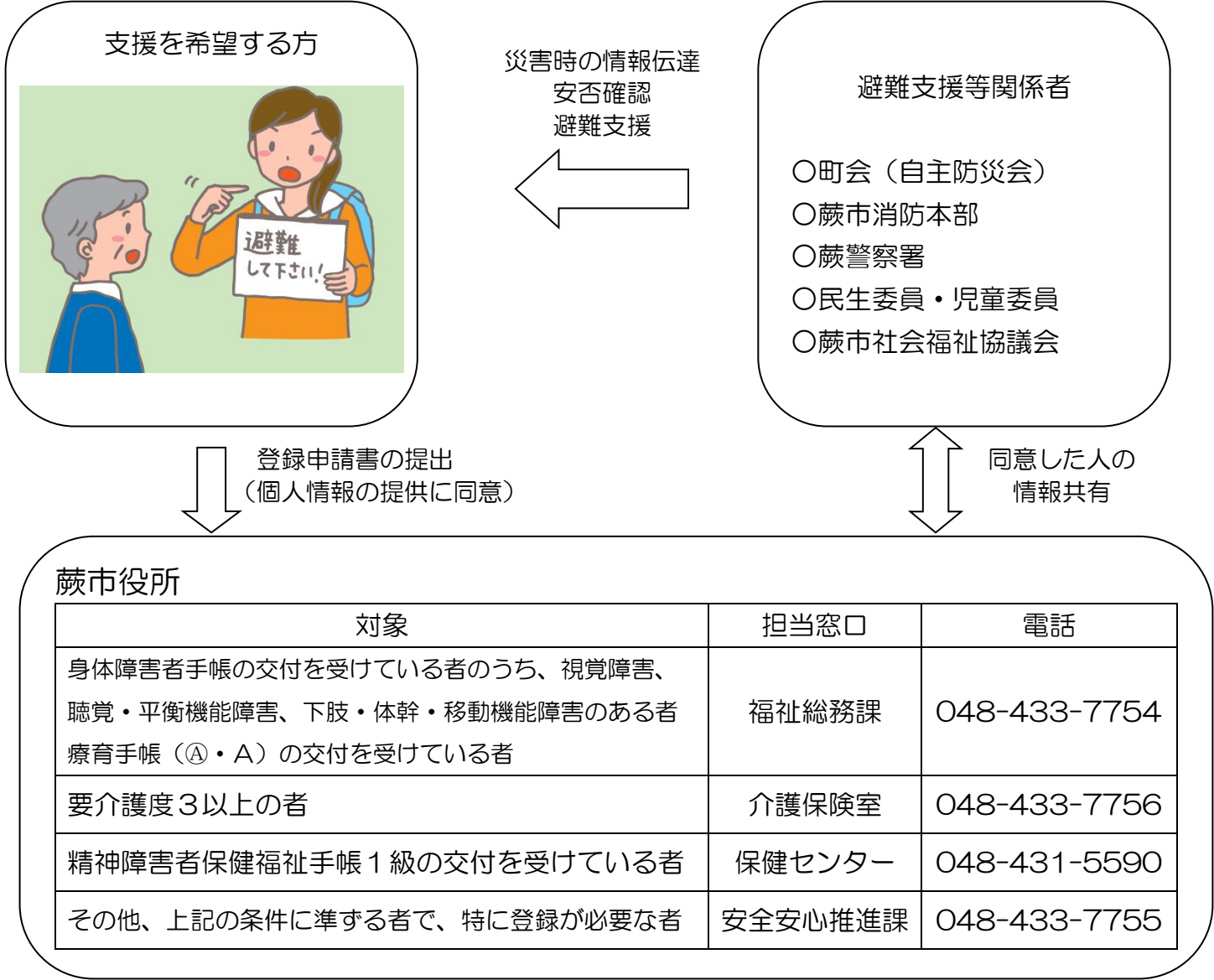
- 避難するために必要な災害情報を伝達します。
- 安否確認を実施します。
- 安全な場所に避難できるよう付き添いや介助など支援します。



ご注意

避難行動要支援者名簿に登録いただいても、災害の程度、状況によっては必ずしも支援を受けられるとは限りません。また、災害時はみんなが被災者ですので、支援にあたる方が責任を負うものではありません。支援を希望される方も、常に自分の身は自分で守るという意識を持って、避難に必要な取り組みを行いましょう。

支援制度のしくみ



避難行動要支援者情報の共有について

市において、避難行動要支援者名簿を作成し、次の情報を地域に提供、共有します。

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難行動要支援者の状況

支援制度の概要

- ①登録申請書の提出
 避難行動要支援者の条件に該当する方で、支援を希望し、支援に必要な個人情報を避難支援等関係者へ提供することに同意いただける方は、登録申請をお願いします。
 避難支援者は、親族や近隣者など、できるだけ各自で見つけてください。
 見つからない場合は、市から自主防災会へ避難支援者の選定を依頼しますので、空欄のまま提出してください。
- ②同意された方の情報共有
 市は、避難支援等関係者へ情報提供し、災害に備えて共有します。
- ③災害時の安否確認、避難支援
 提供された情報をもとに、災害時には安否確認や避難のための手助けを行います。